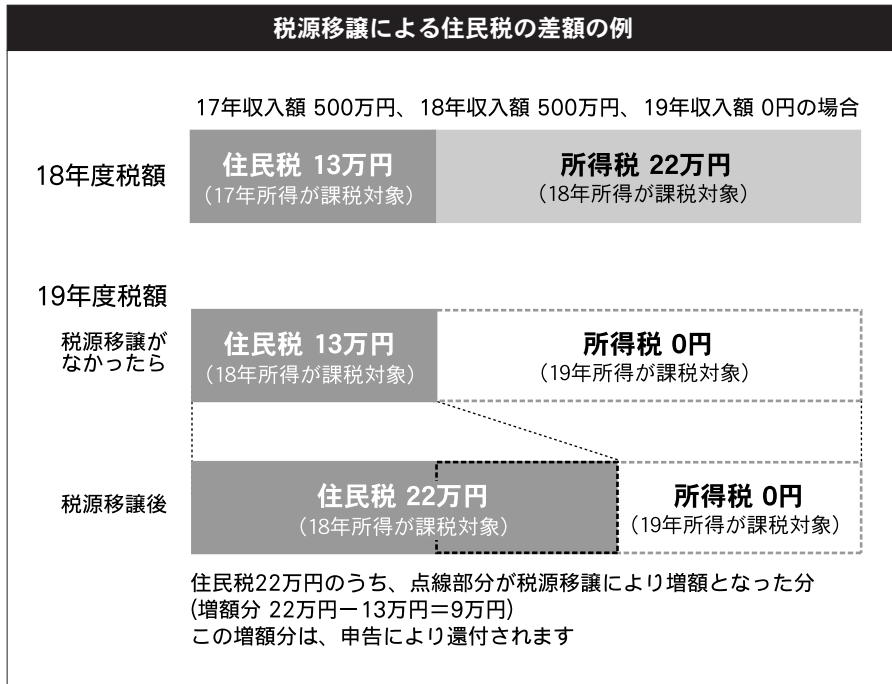


平成19年に所得が減って所得税が課税されなくなった方は、



税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響を受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済みの平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。



住民税の還付を受けるためには申告が必要です

平成19年度分住民税を課税した(平成19年1月1日にお住まいだった)市区町村へ減額申告書を提出してください。

申告期間

平成20年7月1日～31日



道町民税(住民税)と国民健康保険税の納期が変わります

平成20年度から、道町民税(住民税)と国民健康保険税の納期が次のように変わります。納期を分けたことにより1期ごとの納付額を抑え、納付しやすくなりました。

道町民税

年3回の納期が4回に変わります

第1期(6月)
第2期(8月)
第3期(10月)

第1期(6月)
第2期(8月)
第3期(10月)
第4期(12月)

国民健康保険税

年6回の納期が8回に変わります

第1期(7月)
第2期(8月)
第3期(9月)
第4期(10月)
第5期(11月)
第6期(12月)

第1期(7月)
第2期(8月)
第3期(9月)
第4期(10月)
第5期(11月)
第6期(12月)
第7期(1月)
第8期(2月)